

令和3年度 東京都北区小・中学校及び幼稚園監査結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和3年度小・中学校及び幼稚園監査結果を下記のとおり公表する。

令和4年2月25日

東京都北区監査委員	石 井 稔
同	佐 藤 明 充
同	いながき 浩
同	花 見 たかし

令和3年度小・中学校及び幼稚園監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査の結果を報告します。

記

1 監査期日及び監査対象

- 1月21日（金） 稲田小学校、梅木小学校、うめのき幼稚園
- 1月25日（火） 袋小学校、十条富士見中学校
- 1月27日（木） 柳田小学校、さくらだこども園
- 1月28日（金） 浮間小学校、王子第三小学校
- 1月31日（月） 稲付中学校、赤羽台西小学校

事務監査は、令和3年12月27日（月）～令和4年1月31日（月）に実施した。
なお、職員の服務及び給与に関する事務については、全小学校・中学校・幼稚園の区費職員について庶務事務システムの照合により事務監査を実施した。

2 監査事項及び範囲

主として令和3年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について実施した。なお、新型コロナウイルス感染状況に鑑み、施設の管理状況については書面監査とした。

3 監査の主な着眼点

- (1) 区の教育目標に沿った学校運営が行われているか。
- (2) 学校施設及び設備は児童・生徒等の安全性を考慮して管理運営されているか。
また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (3) 利用の妨げとならないよう、施設内の整理整頓や機器類の整備はなされているか。
- (4) 各学校に令達された予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (5) 現金、郵券等の出納保管は適正になされているか。

4 監査結果

小・中学校及び幼稚園に係わる財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速やかに対応されたい。